

令和2年4月1日

## 行動計画

社会福祉法人 都心会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1 育児休業を取得しやすい環境の整備及び、取得促進を図る。

[対策]

- ・職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知をする。
- ・育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための説明会を随時行う。
- ・休業取得者が発生した場合、必要に応じて代替職員を整備する。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など諸制度の周知を図る。

[対策]

- ・産前産後休暇、育児・介護休業などの諸制度について、説明を随時行う。

目標3 年次有給休暇の取得促進を図る。

[対策]

- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、取得しやすい環境の整備をする。